

議案第30号

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(支援員の配置等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(支援員の配置等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市<u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。